

初診及び再診時にかかる「選定療養費」Q&A

1. 選定療養費とは何ですか？

→「初期の治療は地域のかかりつけ医等で、高度・専門医療は病院（200 床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度で、高度・専門医療を行う 200 床以上の病院においては、かかりつけ医等からの紹介状を持たず受診される患者さまに対して診療費とは別に自費負担していただくことが定められています。令和 02 年度の診療報酬改定において、一般病床が 200 床以上の地域医療支援病院は定められた選定療養費を徴収することが義務付けられ、当院はこれに該当することから初診及び再診時の「選定療養費」をご負担いただいております。

2. 初診時の選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

→他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）を持たずに受診された初診の患者さまが対象となります。

厚生労働省の定めにより対象外となる場合は、次の通りです。

- ◆救急車で搬送された方（平日、休日夜間は問いません）
- ◆休日夜間を除いて、外来受診から継続して入院となった方（一般外来、救急外来は問いません）
- ◆各種公費負担制度の受給者である方
- ◆今回受診する診療科は初めてであるが、当院の他の診療科に通院中の方
但し、医師の指示なく受診されてから 1 年以上経過している方は、選定療養費の徴収対象となります
- ◆特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった方
- ◆災害により被害を受けた方
- ◆公務災害、交通事故、自費診療の方
- ◆その他、当院が直接受診する必要性を認めた方

3. 再診時の選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

→主治医が文書で他の医療機関への紹介を行った後、患者さま自らの希望で当院を継続受診する場合に、受診の都度かかります。但し、選定療養費の徴収対象外に該当する場合は徴収いたしません。

4. 選定療養費の除外対象となる公費負担受給者とは具体的にどのような方ですか？

→国の法律に基づく公費負担制度であり、例えば特定疾患や自立支援、肝炎治療特別促進事業等です。その他、府単独事業における特定疾患や障害者医療も含まれます。

5. 救急外来を休日や時間外に受診するときも、選定療養費はかかりますか？

→選定療養費はかかりませんが、当院は急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、救急入院・救急手術等の重篤患者を受け入れる体制をとっています。救急外来の受診を希望される場合は、まずはお電話にて受診可否をお問い合わせ下さい。